事故・故障付随費用特約

＜用語のご説明ー定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1)　走行不能

自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。

(2)　車両損害

衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって借用自動車に生じた損害をいいます。

(3)　故障

借用自動車に生じた偶然な外来の事由に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。

(4)　故障損害

故障によって借用自動車に生じた損害をいい、走行障害による損害を含みません。

(5)　走行障害

次表に掲げる事由によって借用自動車に生じた走行上の障害をいいます。

事由	説明
キー閉じ込み	キーが借用自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。
バッテリー上がり	借用自動車のバッテリーの過放電をいいます。
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、借用自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。
電欠等	借用自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。

(6)　借用自動車の搭乗者

第２条［保険金をお支払いする場合］に規定する付随費用保険金の支払事由が発生したときに、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

①　記名被保険者または指定被保険者が運転中の借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者

②　一時的に借用自動車から離れている者であって、借用自動車が走行不能となった前後の状況から判断して、借用自動車に搭乗していたとみなされる者

(7)　借用自動車の所有者

次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	借用自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	借用自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	借用自動車を所有する者

(8)　交通機関

鉄道（軌道を含みます。）、バス、タクシー、レンタカー、有償旅客運送を行う船舶または有償旅客運送を行う航空機等をいいます。

(9)　合理的な経路・方法

借用自動車に生じた損害または障害の発生の日時、場所、被保険者の数および借用自動車の積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法（徒歩を含みます。）とします。

(10)　回収金

第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第１条［この特約の付帯条件］

この特約は、この保険契約に運搬・搬送費用特約が付帯されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

当社は、運搬・搬送費用特約の規定を適用した場合に運搬・搬送費用保険金が支払いの対象となる事故により、借用自動車が走行不能となった場合で、借用自動車を、走行不能となった地から修理工場（注）または当社の指定する場所までレッカー車等で運搬されること（以下この特約において「走行不能事故」といいます。）に伴い、被保険者が付随費用（臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用、搬送費用または引取費用をいいます。以下この特約において同様とします。）を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者に付随費用保険金（臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、搬送費用保険金または引取費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。

（注）電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。以下この特約において同様とします。

第３条［補償の対象となる方ー被保険者］

(1)　この特約における被保険者は、付随費用保険金の区分ごとに次のとおりとします。

区分	被保険者
臨時宿泊費用保険金	借用自動車の搭乗者
臨時帰宅･移動費用保険金	
搬送費用保険金	次の①から③のいずれかに該当する者

引取費用保険金	①　記名被保険者 ②　指定被保険者 ③　借用自動車の搭乗者

⑵　本条⑴の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者

②　極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者

⑶　この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当社の支払うべき付随費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

⑴　当社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。

①　次のア．からオ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．保険契約者または被保険者

イ．借用自動車の所有者（法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人

エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人

オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④　核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤　上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧　詐欺または横領

⑨　借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

⑵　当社は、次の①から③のいずれかに該当する物に生じた車両損害または故障損害によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。

①　借用自動車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品（注ｉ）

②　付属品のうち借用自動車に定着されていない物。ただし、借用自動車の他の部分と同時

に車両損害もしくは故障損害を被った場合または火災によって車両損害もしくは故障損害が生じた場合を除きます。

③　法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品

（注ⅰ）ここでいう「付属品」とは、普通保険約款車両復旧費用条項＜用語のご説明ー定義＞⑶に定める付属品をいいます。以下この⑵において同様とします。

⑶　当社は、記名被保険者または指定被保険者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。

①　法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合

②　麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合

③　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合

⑷　当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。

①　記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注ⅱ）を運転している場合

②　記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

（注ⅱ）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

⑸　当社は、借用自動車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所において発生した走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。

⑹　当社は、借用自動車の走行不能の発生原因が次の①から③のいずれかに該当する場合については、付随費用保険金を支払いません。

①　キーの紛失

②　燃料の不足または費消。ただし、電欠等を除きます。

③　次のいずれかに起因する故障または走行障害

ア．エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

イ．自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

⑺　当社は、次の①から⑤のいずれかに該当する事由を直接の原因とする借用自動車の走行不能によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。

①　積雪

②　降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ

③　路面の凍結

④　轍（わだち）

⑤　砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限ります。

(8)　当社は、故障または走行障害が保険期間内に発生しても、その故障または走行障害による借用自動車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、付随費用保険金を支払いません。

第５条［お支払いする保険金の計算］

(1)　当社は、第２条［保険金をお支払いする場合］に定める①または②の事由を直接の原因として、被保険者が負担した付随費用に対して、次表に定めるところに従い、同表の額を付随費用保険金として支払います。

<table>
<tr><th>保険金の区分</th><th>支払事由</th><th>支払保険金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">臨時宿泊費用保険金</td><td>臨時に宿泊せざるを得なかったために、被保険者が、走行不能となった地の最寄りのホテル等有償の宿泊施設（注ⅰ）に宿泊した場合</td><td>被保険者が負担した１泊分の客室料（注ⅱ）の実費。
ただし、１回の走行不能事故につき、被保険者１名あたり１万５千円を限度とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(注ⅰ) 居住施設は対象となりません。
(注ⅱ) 飲食等に要した費用を含まず、客室料に対する税金・サービス料を含みます。</td></tr>
<tr><td>臨時帰宅・移動費用保険金</td><td>被保険者が、走行不能となった地から居住地または借用自動車の出発地もしくは当面の目的地のいずれかへの移動(注ⅲ)にあたって、合理的な経路･方法により、借用自動車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合。
なお、交通機関の利用に際しては次の①から③までの条件があり、これらの条件に該当しない費用に対しては、当社は臨時帰宅･移動費用保険金を支払いません。
①　借用自動車の走行不能の発生時以後24 時間以内に利用が開始されたものに限ります。
②　鉄道･バス以外の交通機関による移動は、深夜･遠隔地等の理由により鉄道･バスの利用が困難な場合に限ります。この場合、被保険者は、当社所定の連絡先に通知し、当社の事前の確認を得なければなりません。
③　タクシー･レンタカーによる移動は、被保険者の人数が乗車定員（注ⅳ）を</td><td>被保険者が交通機関の利用により負担した交通費(注ⅴ)の実費から、免責金額として 1,000 円を控除した額。
ただし、１回の走行不能事故につき、被保険者１名あたり２万円を限度とします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>超える等の理由により当社の事前の承認がある場合を除き、１台分の利用とします。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(注 iii) 走行不能事故に伴って生じた相当な理由により、他の場所を経由する場合を含みます。
(注 iv) タクシーの場合は、タクシーの運転手を除いた人数を乗車定員とみなします。
(注 v) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した金額は対象外となります。</td></tr>
<tr><td>搬送費用保険金</td><td>走行不能となった地から修理工場等（注 vi）まで借用自動車が運搬され復旧を終えた後、合理的な経路･方法により、借用自動車を、記名被保険者もしくは指定被保険者の居住地または借用自動車の所有者の居住地その他借用自動車の保管場所に最寄りの当社の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用。
なお、修理工場等が修理の一環としてサービスで行っている納車（いわゆる「納車サービス」）は対象となりません。</td><td rowspan="3">搬送費用保険金は、被保険者が負担した左記費用の実費とし、引取費用保険金は、被保険者が負担した左記交通費の実費から免責金額として 1,000 円を控除した額。
ただし、１回の走行不能事故につき、搬送費用保険金および引取費用保険金を合計して 15 万円を限度とします。</td></tr>
<tr><td>引取費用保険金</td><td>走行不能となった地から修理工場等まで借用自動車が運搬され復旧を終えた後、合理的な経路･方法により、借用自動車を引き取るために要した交通費</td></tr>
<tr><td colspan="2">（注 vi）電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。以下この条において同様とします。</td></tr>
</table>

(2)　付随費用のうち、回収金がある場合は、当社は、本条(1)に定めるそれぞれの付随費用保険金の額から該当する回収金の額（臨時帰宅･移動費用および引取費用については、免責金額を超過する回収金の額）を差し引いて付随費用保険金を支払います。

第６条［他の保険契約等がある場合の取扱い］

(1)　この特約と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの支払責任額（注 i ）の合計額が損害の額（注 ii ）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を付随費用保険金の額とします。

（注 i ）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

（注 ii ）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。以下この条において同様とします。

(2)　他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超える

ときは、当社は、次に定める額を付随費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

⑶　本条⑴および⑵の規定は、臨時宿泊費用保険金と臨時帰宅・移動費用保険金とこれら以外の保険金（搬送費用保険金および引取費用保険金をいいます。）とに区分して適用します。

第７条［保険金のご請求］

⑴　当社に対する付随費用保険金の請求権は、支払いの対象となる付随費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

⑵　被保険者が付随費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第 16 条［保険金のご請求］⑶⑨に定める書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
領収書等、被保険者が付随費用を負担した事実および付随費用の額を確認できる客観的書類

第８条［現物によるお支払い］

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供、代替交通手段の提供、修理完了後の借用自動車の搬送等、付随費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、付随費用保険金の支払に代えることができます。

第９条［普通保険約款との関係］

この特約については、普通保険約款基本条項第 11 条[当社からの保険契約の解除ー重大事由による解除］⑷②の規定中「車両復旧費用条項」とあるのは「事故・故障付随費用特約」と読み替えます。

第 10 条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。